

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

重点分野7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<基本的考え方>

全ての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対象の性別や、加害者と被害者との間柄を問わず、許されるべきものではありません。

特に女性は、配偶者等からの暴力（DV）の被害者や性犯罪の被害者になることが多く、その被害も深刻です。また、近年、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した性犯罪など、暴力をめぐる状況は一層多様化しています。

暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた広報・啓発活動の推進や被害者の保護、自立支援に向けた対策の充実を進めます。

施策の基本的方向(17) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

具体的施策

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会を捉え、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。
- 安全・安心の確保に役立つ情報の提供及び防犯指導等を実施し、女性の生活空間の安全対策を一層強化するとともに、女性に対する暴力への迅速かつ的確な対処に努めます。

施策の基本的方向(18) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実

具体的施策

- DVを未然に防止するための広報・啓発を進めるとともに、DVに関する相談窓口の周知を図ります。
- 中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）の防止に関する広報・啓発を進めます。

- 被害者の置かれた多様な状況に適切に対応するため、各種相談窓口における相談機能を更に充実するとともに、関係機関が相互に協力し緊密な連携の下、被害者の意志を尊重したきめ細かな支援を行います。
- 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、被害者それぞれの状況に応じた迅速で安全な保護体制を強化するとともに、自立に必要な情報提供及び助言等による支援を推進します。
- 各市町村における、DV相談窓口の明確化や県と市町村による合同研修会の実施、DV対策基本計画策定の促進など、地域の実情に応じたDV対策への取組を支援します。
- 県営住宅の入居抽選に当たって、居住の安定を図る必要があるDV被害者世帯に対して、一般世帯より当選倍率を優遇する優先的選考を実施します。
- ストーカー、配偶者からの暴力等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、被害者やその家族等の安全確保を最優先に、認知の段階からの組織的な対処を推進します。

施策の基本的方向(19) セクシュアルハラスメント、性犯罪等対策の推進

具体的施策

- 性暴力被害者等の心身の負担が軽減され、安心して相談、医療、カウンセリングなどを受けることができるよう、性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」において総合的な支援を行います。
- 県職員に対するセクシュアルハラスメント防止のため、相談員（所属長等、連絡調整課課長補佐、人事課職員）を配置して迅速かつ適切な対応を図るほか、研修・会議等を通じて職員への周知や意識啓発を図ります。
- 宮崎労働局と連携し、事業所等でセクシュアルハラスメント防止対策が促進されるよう啓発に努めます。
- 学校におけるセクシュアルハラスメント防止に向けた研修会等の実施を推進します。また、教職員課によるセクシュアルハラスメント防止に向けた研修会の充実を図ります。
- 性犯罪等を未然に防止するための広報・啓発と取締りを強化するとともに、性犯罪被害者への精神的、経済的支援など、総合的な対策を推進します。

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
女性相談員を設置している市町村の数	27	5市町村	33	9市町村
DV基本計画を策定している市町村の数	27	6市町村	33	16市町村
セクシュアルハラスメント防止に向けた校内研修会を年間で複数回実施する学校の割合	27	62.0%	33	100%

トピックス パープルリボン



「パープルリボン運動」は、子どもや女性に対する暴力の被害者にとって、世界をより安全なものとするを目的として、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたと言われています。

女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッジなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では40か国以上に広がっています。

トピックス さぽーとねっと宮崎

「さぽーとねっと宮崎」は、性暴力被害に遭われた方やその家族の方などが、安心して相談し、必要な支援を受けることができるよう、県が開設した相談窓口です。

無料電話相談 0985-38-8300
 月曜日～金曜日（10時～16時）
 ※祝日、年末年始を除く。



重点分野 8 生涯を通じた女性の健康支援

＜基本的考え方＞

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するに当たっての基本的な条件と言えます。

特に女性は、妊娠、出産や女性特有の疾患、更年期症状を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

本県の女性の健康を取り巻く状況としては、周産期の医療の充実は図られてきましたが、人工妊娠中絶実施率が全国よりも高い水準で推移しており、女性特有のがんである子宮がん・乳がんの検診受診率も低調であるなどの課題があります。

国際的に重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点に配慮しつつ、男女が互いを尊重し、性差を理解し合って健やかに暮らすことができるよう、生涯を通じた女性の健康支援に総合的に取り組みます。

施策の基本的方向(20) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

具体的施策

- 安心して子どもを産むことができる体制の一層の推進を図るため、周産期医療体制を支える関係者に研修会を実施するとともに、相互のネットワークを強化し、周産期母子医療センターの運営を支援します。
また、不妊に悩む夫婦に対する相談体制の充実に努めるとともに、不妊治療や不育症治療を受ける夫婦に対する経済的支援を行います。
- 思いがけない妊娠で悩む女性への相談窓口を設置するとともに、思春期の健康教育やピアカウンセリング事業を推進します。また、産科医療機関における家族計画指導の充実・強化を図ります。
- 子どもたちが性に関して正しく理解するとともに、自己や他者の命を大切にし、実践に必要なライフスキルを身に付けるための「性に関する教育」を、医療機関等と連携しながら推進します。【再掲】

施策の基本的方向(21) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

具体的施策

- 女性がライフステージに応じた的確な自己管理を行うことができるよう、思春期の健康教育等に取り組みます。
- 生涯を通じた女性の健康づくりへの支援を図るため、健康づくり関係者への研修に取り組みます。
- 女性特有の疾患や健康問題の相談に応じるため、相談体制の充実を図るとともに、専門相談員の資質の向上に努めます。

施策の基本的方向(22) 女性の健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進

具体的施策

- 薬物に関する正しい知識の普及啓発を行い、乱用防止を推進します。
- 女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。
- HIV や性感染症について、無料、匿名で相談検査を実施するほか、自身で感染防止が図れるよう、正しい知識の普及啓発に努めます。
- 薬物乱用者及び薬物供給源の取締りを徹底するとともに、薬物乱用防止活動を推進します。

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
産科医療機関における家族計画指導（退院時）実施率	27	78.3%	33	90%
思春期の健康教育実施校	27	63校	33	70校
子宮がん検診受診率	25	41.0%	33	50%
乳がん検診受診率	25	45.3%	33	50%

重点分野9 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<基本的考え方>

高齢化の進展、単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加など、社会の変化を背景に、幅広い層で困難を抱える人が増加しています。特に女性は、高齢単身世帯に占める割合が高いこと、ひとり親世帯の多くが母子世帯であること、非正規労働者の割合が高いこと、賃金の男女格差があることなどから、貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

また、施策の推進に当たっては、障がいがあること、外国人であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることや、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があります。

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備を進めます。

施策の基本的方向(23) 貧困などの生活上の困難に直面する女性等への支援

具体的施策

- 「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」において、保護者に対する生活・就労支援を対策の柱に掲げ、生活に困窮する母子家庭の母等への支援を推進します。
- ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、利用を促進し、経済的支援を推進します。
- ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、効果的な就業相談や情報提供、職業能力開発のための教育訓練等の受講促進に取り組み、就業に結びつく可能性の高い資格や技能の習得の支援を推進します。
- 子どもや家庭に関する様々な相談に適切に対応するための児童相談所等の体制強化や、地域において児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない支援体制づくりを推進します。
- 修学や就業のいずれもしていないなど、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子どもや若者が社会の一員として自立し成長できるよう、社会全体による支援の取組を促進します。
- 育児・介護等で長期間離職した女性や就職を希望する母子家庭の母等に対し、職業訓練や就職支援を一体となって実施することで、離職した女性の再就職等を促進します。【再掲】

- 就労相談窓口の設置や就職面談会の実施等、高齢者が健康で意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に努めます。
- 県営住宅の入居抽選に当たって、居住の安定を図る必要がある母子世帯に対して、一般世帯より当選倍率を優遇する優先的選考を実施します。

施策の基本的方向(24) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策

- 年齢や性別、障がいの有無、国籍など個人の特性にかかわらず、誰もが生活しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に努めます。
- 性的指向や性同一性障害などを理由とする差別や偏見を解消するため、教育・啓発活動を推進します。
- 市町村の地域福祉の取組を支援するとともに、県が養成している地域福祉コーディネーターを活用し、「ともに支え合い、助け合うあたたかい思いやりの社会づくり」を進めます。
- 高齢者総合支援センターにおいて、総合相談や介護に関する啓発に取り組むとともに、高齢者やその家族を支える市町村や地域包括支援センターの取組を支援します。
- 認知症高齢者等の権利擁護のため、普及啓発等により成年後見制度の活用促進を図ります。
- 地域において住民主体で運営される「通いの場」での介護予防教室について、市町村と連携しながら全県下への普及・定着を図ります。
- 「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、「思いやりのある心づくり」と「バリアフリーの施設づくり」を柱として、高齢者や障がい者を始め、全ての人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。
- 障がい者の地域生活への移行を進め、自立した生活を支援するとともに、障がい者が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、サービスの量の確保と質の向上を図ります。
- 障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を踏まえ、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する障がいを理由とする差別の解消及び社会的障壁の除去に関する取組を推進するとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等を踏まえ、障がい者虐待の防止等障がい者の権利擁護のための取組を行います。
- 高齢者に対し、臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援に取り組むとともに、高齢者の雇用促進について県民や企業に対する啓発に努めます。
- 日本語学習の機会や多言語情報の提供等による外国人住民への支援や日本人住民の意識啓発などに取り組み、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生社会づくりを進めます。
- 民間の賃貸住宅に入居を希望する高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を拒まない「あんしん賃貸住宅」及び入居・居住する際の様々な支援を行う「支援団体」等に関する情報を登録し、広く提供することにより、これらの世帯の居住の安定を支援します。
- 民間の事業者等に対し、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知に努め、制度の普及を図ることにより、高齢者の居住に適した良質な賃貸住宅の供給を促進します。
- 県営住宅の入居抽選に当たって、居住の安定を図る必要がある高齢者世帯、障がい者世帯に対して、一般世帯より当選倍率を優遇する優先的選考を実施します。

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
母子家庭の母等の能力開発後の就職率	27	86.4%	33	90%
「ユニバーサルデザイン」の認知率	27	58.9%	33	75%
通いの場での介護予防教室に参加した高齢者数 (実人数)	27	10,301人	33	50,000人
本県で外国人や外国の文化・習慣などに対する偏見や差別があると感じる人の割合	27	16.3%	33	0%

重点分野 10 防災分野における男女共同参画の推進

<基本的考え方>

東日本大震災（平成23年3月）においては、避難所において女性用の物資が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように避難所の食事準備を割り振られたり、避難所の運営が男性だけで取り仕切られたりというように、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な状況が報告されました。

また、熊本地震（平成28年4月）においては、発災直後から授乳室等の女性専用スペースや更衣室の確保等、男女共同参画の視点に配慮した運営に取り組む避難所が認められる一方、プライバシーの確保等については必ずしも十分な取組がなされていないとの報告もなされました。

本県においては、「宮崎県地域防災計画」において、避難所運営や物資調達における女性への配慮など、男女共同参画の視点から防災対策を進めるとともに、自主防災組織のリーダーとなる防災士の養成研修等を実施するに当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた内容を盛り込むこととしています。

今後とも、県民、事業者、自主防災組織及び行政が、それぞれの立場で自助、共助及び公助を実践し、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

施策の基本的方向(25) 男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上

具体的施策

- NPOやボランティアが被災地において支援を行う際には、男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会とともに、周知・伝達に取り組みます。
- 災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いなど具体的な配慮がなされるよう、地域防災計画の見直し作業の中で関係団体の意見を聞くなどの取組を進めます。
- 避難所の運営や避難生活者のニーズ把握には男女それぞれの視点が必要であるため、地域防災のリーダーとなる女性防災士の育成とスキルアップに取り組むとともに、市町村における防災政策の方針を決定する場や、地域の防災活動の場などにおいて、女性がリーダーシップを発揮できるよう、市町村に対する助言を行います。
- 地域防災力の要である消防団の活動を活性化するため、防災教育や応急手当の普及指導などに取り組む女性消防団員の育成を図ります。

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
県内女性防災士の数	28	586人	33	800人
女性消防団員のいる消防団の割合	28	84.6%	33	100%